

## 公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第14回） 議事要旨

1. 日時：平成20年12月22日（月）15：00～17：10
2. 場所：弘済会館 4F 菊梅西
3. 出席者：小澤一雅委員長、小林康昭委員、福田昌史委員、渡邊法美委員、  
村田曄昭委員、谷村隆三委員、新谷景一委員、中里茂郎委員、  
首藤祐司委員、前川秀和委員、澤木英二委員、山縣宣彦委員、  
羽鳥耕一技術開発調整官（横山晴生委員代理）、西川和廣委員  
欠席者：大森文彦委員、本間達郎委員

### 4. 報告概要

#### 〔直轄工事における総合評価方式の実施状況（年次報告）について〕

- 発注者の視点によるフォローアップは重要である。ただし、発注者の視点だけではなく、例えば、環境の維持等については、現地の住民により評価されるかどうか等、外部の視点も将来的には入れるようになることが望ましい。
- 高度技術提案型で低入札が多発している理由は調べておく必要がある。
- 品確法の施行に伴い総合評価方式を急速に適用拡大してきたため、現場に混乱が生じることを懸念していた。フォローアップを継続し問題点を適宜改善してきたことで、総合評価方式の導入が望ましい方向に進んでいるものと考えられるが、今後は導入効果の検証をより一層深めていくことが重要である。
- 公共工事の品質確保は、総合評価方式の導入にのみ影響を受けるものではない。総合評価方式の導入により得られる効果とそれ以外を整理し、効果検証の評価軸を明確にしたほうが良いのではないかと。総合評価方式の効果と課題は、入札段階と施工段階に分けて整理すべきと考えている。
- 効果検証はマクロで捉え、国全体が長期的に得られる効果を把握すると良いのではないかと。
- 総合評価方式は品質確保を目的に導入した方式であり、低入札の防止は本来の趣旨とは別の観点である。年次報告の表現としても低入札防止対策が強調されないように工夫する必要がある。
- 国土交通省においても地方整備局等による運用の相違が見られるが、これは各地方整備局等が地域特性を考慮し運用方針を検討した結果であり、その相違自体を一概に否定することはできない。それぞれの発注者が、どの様な考え方にに基づき運用基準を定めているかを整理すると良いかもしれない。
- 最終的な年次報告をまとめるにあたっては、結果のみを報告するのではなく、それぞれ

の傾向に関する分析を加えるようにしたい。

#### 〔公共工事における総合評価方式の導入実態調査について〕

- アンケートでは、地方自治体における総合評価方式の導入効果があまり出ていない結果となっている。既に発言が認められている効果と今後発言が期待される効果を足し合わせて「効果」と表しても良いのではないか。導入効果が低い結果を見ると、地方自治体に総合評価方式を導入する必要性がないように感じられる。
- 手続きに要する時間と事務負担の増加が、総合評価方式の導入課題として挙げられているが、導入効果が認められるのであれば、契約セクションの体制を強化するような人員配置を検討することも考えられる。
- 一般的に、高度な技術提案が求められる工事ほど、低価格で入札しなければ落札が困難な傾向にあり、技術提案の作成費用が企業の大きな負担となっている。費用が企業に還元される仕組みを構築することが必要ではないか。
- 規模の小さな工事についても、年間を通じると施工計画の作成費用が嵩み、社会的な損失は小さくないのではないか。入札手続きの中で技術提案書を提出する企業を絞り込む必要があるのではないか。
- 技術提案の作成費用の支払いと二段階選抜方式の導入は、本委員会で挙げた継続課題であり、委員会としての見解を示す必要がある。
- 成果として受け取っていないものに対して費用は支払えないため、費用を支払う場合は、企業の技術提案を発注者が買い取ることとなる。技術提案の作成費用は諸経費に反映されるという整理の中で良い対応案が考えられないものか。

#### 〔総合評価の評価方法の違いによる効果検証について〕

- 施工体制確認型は、当時の著しい低入札の多発に対する一時的な対策と認識している。総合評価方式は品質確保を目的とした落札者決定方式であり、低入札対策とは分けて考える必要がある。
- 評価方法については、入札・契約段階の評価結果が完成時の工期確保や品質確保に結びついているかを見極める必要がある。例えば、技術提案が不履行となった事例を分析し、評価方法の検討に反映させることも考えられる。
- 今回の議論は、国土交通省直轄工事を対象に検討したものである。最終的なとりまとめとしてはその旨が分かるように修正を行う。

#### 〔技術提案に関する指摘事例と今後の対応〕

- 建設業界からは、標準案に関する条件明示が不十分で、技術提案を作成しにくいという意見が挙げられている。また、必要以上の高度な技術提案や根拠の無い工期短縮を求め課題設定は避けるべきである。

- 現場説明会を廃止したことで、競争参加者が発注者の意図を汲み取りにくくなっているのかもしれない。透明性の確保を前提に発注者と競争参加者が対話する仕組みを検討してみてもどうか。
- 現場説明会が開催されていた当時は、発注者も緊張感を持って現場を勉強していたのだと思う。最近では、発注者が積算ミスをする例も出るなど、発注者側の技術力が低下しているように感じられる。透明性を確保した上で発注者と競争参加者の技術的な対話は必要と感じている。

以上